

盛岡市一般廃棄物処理業許可証

盛岡市指令 7 廃第 2-30号

住所又は所在地 秋田県大館市片山字中通 6 番地 2
氏名又は名称 東北ビル管財株式会社
及び代表者氏名 代表取締役 五十嵐 丈博

令和 8 年 2 月 24 日に申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の条件を付けて許可します。

令和 8 年 4 月 13 日

盛岡市長 内 舘



1 取り扱う廃棄物の種類

一般廃棄物（し尿を除く）

2 業の種類

収集及び運搬（積替えなし）

3 許可期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 収集を行うことができる区域

平成 4 年 3 月 31 日における都南村の区域を除く盛岡市の区域に限る。

なお、収集した一般廃棄物を地方公共団体の処理施設に運搬する場合、平成 4 年 3 月 31 日における盛岡市の区域から収集したものは盛岡市の処理施設、平成 18 年 1 月 9 日における玉山村の区域から収集したものは岩手・玉山環境組合の処理施設にそれぞれ運搬すること。

5 許可の条件

- (1) 関係法令に定める事項を遵守するとともに、市の計画や指導に対し善良な立場において協力すること。
- (2) 業を履行する際は、使用する車両に、一般廃棄物収集・運搬車両である旨を表示すること。
- (3) 地方公共団体の施設に運搬する場合は、日時及び方法等について管理者の指示に従うこと。
- (4) 収集した廃棄物は資源化に支障のないよう適正かつ衛生的に分別すること。
- (5) 法令又は条例及び許可の条件に違反した場合は、状況により許可の取消を行うものであること。